

●香川県告示第487号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地の変更について、次のとおり届出があった。

平成19年10月19日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	変更年月日	サービスの種類
3712000334	ころぼっくる (変更前) 高松市庵治町156番地36 (変更後) 高松市屋島西町1971番地2 405号	有限会社サンケン (変更前) 高松市庵治町156番地36 (変更後) 高松市庵治町472番地	平成19年9月5日	居宅介護 重度訪問介護
3712000821	せとうちケアセンター (変更前) 高松市城東町1丁目1番49号 (変更後) 高松市寺井町1101番地4号	株式会社せとうちタクシー 高松市城東町1丁目1番49号	平成19年9月1日	居宅介護
3712000706	株式会社エリス訪問介護サービスセンター (変更前) 高松市今里町2丁目6-1 (変更後) 高松市木太町1775番地27	株式会社エリス (変更前) 高松市多賀町2丁目1番9号 (変更後) 高松市木太町1775番地27	平成19年10月1日	居宅介護 重度訪問介護 行動援護